

第3次坂戸市環境基本計画(素案)市民コメントの結果について

1 募集期間

令和5年10月2日(月)から10月31日(火)

2 意見提出者及び件数

(1) 意見提出者 2名(メールによる提出のみ)

(2) 意見件数 9件

【内訳】

No.	分類	件数
1	第1章 計画の基本的な考え方	
2	第2章 坂戸市をとりまく環境	
3	第3章1 目指すべき環境像	
4	第3章2 計画の体系	
5	第3章3 施策の展開 基本目標1	
6	第3章3 施策の展開 基本目標2	4件
7	第3章4 施策の展開 基本目標3	2件
8	第3章4 施策の展開 基本目標4	3件
9	第3章4 施策の展開 基本目標5	
10	第4章 重点プロジェクト	
11	第5章 計画の推進方策	
	合計	

3 意見・提案内容とその対応

別紙のとおり

第3次坂戸市環境基本計画市民コメントに寄せられた意見・提案に対する対応案

《鶴舞在住の市民（70代）》

意見①

P45 プラスチック使用削減の推進

現在、ほとんどの消費材がプラスチックで包装されている。プラスチック製品の便利さを考えると、不使用はあまり現実的とは言えない。プラスチックのリサイクルには、製造業者、或いはそれを使って消費材を作っている業者、消費者のそれぞれがどのような行動をとるのが問題である。製造業者にはプラスチックを改良、例えば生分解性プラスチックなどの方法で脱炭素、循環型に転換する研究を加速してもらいたい。

回収の問題点では、例えばプラスチックと金属や紙を組み合わせた製品では、回収の意欲を削ぎ、可燃・不燃ゴミとして捨てられてしまう結果になる。リサイクル率を高めるには製造業者がリサイクルを前提とした製品作りが求められる。消費者に関しては議論されている通りである。

P46 廃棄物の再資源化の推進

再資源化するには製品の製造から回収までを企業が行うように法整備するのが根本的な施策である。例えばビール会社は製品を売ると同時に缶、或いは瓶の回収まで責任を持つようにすれば、瓶はリサイクルできるし、缶は溶鉱炉で再びアルミや鉄に戻されることになる。車の会社は新車販売から廃車迄責任を持てば、リサイクルも容易になる。

上記が難しければ規格を統一する方法もある。例えば瓶を200、1,000mlに統一し全ての液体はそのどちらかを使うことにすればリサイクルは容易になる。

まず再資源化のゴールを設定し、ゴールに向けた研究、開発、法整備などを行いながら現状で何が出来るかを考える必要がある。現在行われている取り組みは今後も引き続き推進していくが、今考えられるゴールについて幅広い議論が必要である。

【提言】

P47 市民・事業者の役割 事業者

- 製品設計時のごみ減量化や再資源化の検討を進めます。

↓ 改変

- リサイクルを前提とした製品設計を行い、ごみ減量化や再資源化の検討を進めます。

特に、プラスチックの場合は化石燃料以外の原料から生分解性プラスチックを作るなどの研究を推進します。

【回答】

いただきましたご意見を踏まえ、表記を「製品設計の際は、製品に使用する材料をできるだけ減らす、再生利用が容易な材料を使用する等、ごみの減量化や再資源化を進めます。」に変更いたします。

意見②

P49 坂戸市の現状 ～自然・みどり、生物多様性～

侵略的植物や外来種

高麗川沿いの土手や河川敷には外来植物のワルナスビが繁茂する場所や、樹木にクズが巻き付いている所がある。ワルナスビは増殖力が強く、全草にソラニンを含む毒草であり、果実はミニトマトに似ていることより、子供が誤って食べることが考えられる。危険な植物というだけでなく他の在来植物を駆逐する可能性もある。土手に生えている為、素人が駆除すると土手の強度を減弱させる危険性があり手が出せない。河川管理者が見回って処置を考える必要がある。また、クズが樹木に巻き付くと樹木が枯れる場合があり、河川の護岸に影響が出る可能性がある。専門家の助言の下、ボランティアによる駆除などを進める必要がある。

高麗川の堤防にはモグラが住んでおり、堤防の脆弱性を招く。また、ハクビシンなども目撃されている。

【提言】

P49 坂戸市の現状 ～自然・みどり、生物多様性～

○侵略的動植物や外来種を4番目に新設

P53 の(外来種と特定外来種)を移動し、「ワルナスビ」と「クズ」を加え坂戸市の現状に合うよう再編

【回答】 環境政策課

提言のありましたとおり、市内に定着している外来種もあり、生物多様性を保全するためには、外来種の対応も重要と考えます。このため、「坂戸市の現状」の「市内の希少な生きもの」につきまして、表題を「市内の希少な生きものと外来種」に変更し、内容につきましても、「本市では、環境学館いずみで多くの観察会や講座が開かれ、市内各所で希少な生物種が多数確認されています。また、「埼玉県レッドデータブック 2005」では、県の希少な群落の一つとされた「滝不動湧水斜面の山地性植物群落」や、「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」では希少な植物群として、ミクリ群落、ミズオトギリ群落、ステコビル群落等が記載されています。加えて、環境団体による自然観察が実施されており、城山については、埼玉県のレッドリストに指定されている危惧種及び準危惧種が 100 種程度確認されたという報告もあります。こういった希少種の豊富さは、城山をはじめとした里山の自然や河川由来の湧水の豊かさからもたらされたと考えられます。

一方におきましては、アライグマやオオキンケイギクをはじめとした外来種の定着も確認されており、新たな外来種の定着も懸念される状況にありますことから、希少な生きものや生物多様性の保全を図る観点から、これらの発生の把握に努めるとともに駆除活動等も進める必要があります。」に変更いたします。

なお、ご提言の「ワルナスビ」は、繁殖力が強く、毒性のある北米原産の外来生物ですが、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」、いわゆる「外来生物法」に基づく特定外来生物に指定されていないことや環境省が示す「我が国の生態系等に

被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」にも挙げられた外来種でないことから、今後の増殖の状況や国の動向に注視してまいります。本計画の施策につきましては、現行のままとしたいと存じます。

また、秋の七草のひとつであります「クズ」の繁茂は、樹林地等の適正な維持管理がなされないことによることから、「基本施策 3-2 (2) 動植物の生息・生育環境の保全」の施策①に「樹林地、水辺空間等の適切な維持管理の促進」を掲げており、現行のままとしたいと存じます。

意見③

P62 市域における気候変動影響評価

自然災害の河川の項目の内、外水氾濫、内水氾濫共に重大性、緊急性が高いのに対策に関しては何等記述がない。一級河川の管理は国土交通省を中心にして行政が指導性を発揮しなくてはならない。国、行政による対策が記述されてしかるべきである。

測定した訳ではないが高麗川の川底が高くなっている様に感じる。以前はもっと深く幅も広がった記憶がある。2019年の台風の時、高麗川は外水氾濫寸前だったと思われる。氾濫が起ると住民の命、家屋、農地に重大な損害が及ぶことを考えると越辺川、高麗川の堤防や河川のしゅんせつに対して議論する必要がある。2019年の台風と同程度、或いはそれ以上の台風は今後も来る可能性は高い。堤防などを総点検し、対策を建てる必要がある。

【提言】

P65 基本施策 4-3 (1) 気候変動に適応したまちづくりの推進に⑥として新設

⑥ 関係機関と連携し、越辺川、高麗川の河川氾濫危険場所を調べ、必要な対策を取ります。

【回答】

御提言のとおり、治水対策は極めて重要なことから、令和4年に策定した「坂戸市国土強靱化地域計画」におきまして、「治水・土砂災害対策の推進」を掲げ、治水対策を推進することとしています。

しかし、従来の堤防等による治水対策では、現下の集中豪雨等への対応が困難なことから、国では、水があふれることを前提として、あらゆる対策を組み合わせ、被害を最小限とする「流域治水」という考え方に立ち、治水対策を進めることとしております。

これらを踏まえ、本計画におきましても、「⑥ 関係機関の協力を得て、越辺川、高麗川等の総合的な治水対策を推進します。」を追加いたします。

《につきさい花みず木在住の市民（70代）》

意見①

P44 基本施策 2-1 (1) 4R の普及、推進

瓶・缶 は分別可能（ペットボトルと青い袋の缶類、燃やさないごみと黄色い袋の瓶類）
収集袋や収集日を現在の方法で変更することなく、缶類のみ「青い袋」に入れ、収集日を変
えるだけで「混合収集」から「分別収集」に変更できると考えます。

現在、瓶・缶は混合収集されています。分別技術が進み、他の自治体でも混合収集を取り
入れ、分別機や手作業による「スチール缶」「アルミ缶」「色別ガラス瓶分別」が行われ、残
渣については「燃やさないごみ」として処理されているようです。

本来、「スチール缶」「アルミ缶」はそれぞれに「資源」となるもの。また、瓶類は色別に
分類され再生に利用できる「資源」となるものです。

混合収集による瓶類の破損を缶類が防ぐ、との説明を受けて混合収集に協力してきました
が、パッカー車による回収作業では圧縮による瓶類の破損は避けられないのではないでしょ
うか。それらの残渣が「燃やさないごみ」として最終処分場の使用期間を圧縮している、と
言う事は無いのでしょうか？

一年かければ十分市民の協力が得られると思います。その事でさらに坂戸市内の「資源循
環、持続可能な社会」に向けた取り組みが進んでいくと考えます。

瓶・缶 一緒くた（混合収集）は、分別に余計なエネルギーが使われていませんか？

環境への負荷を高くする要素は含まれていませんか？

瓶・缶 それぞれの素材は貴重な資源を使って生産されています。それぞれの「資源」は
「循環・持続可能」な仕組みが出来ています。

瓶・缶 分別収集と混合収集の「環境への負荷」を比較、検討された結果の公表を知りた
いと思います。出来れば、一歩進めた「分別収集」への取り組みも取り入れる方向でご検討
いただきたいです。

【回答】

ごみの分別区分につきましては、平成 16 年度から開始した容器包装プラスチックの分別
収集に併せて、分別区分を大幅に変更するとともに、市指定ごみ袋を導入し分別意識の醸成
を図っております。分別区分につきましては、素材ごとに分けることは勿論ですが、ごみ処
理施設での処理方法や能力に応じて分ける必要があり、さらに、ごみ収集体制も考慮する必
要があります。また、分別の種類が増え収集業務の負担が大きくなる場合には、収集費用が
増加することから、これらの状況も考慮する必要があると考えております。

現在の分別区分は、ごみを取り巻く環境やごみ処理方法の状況などに応じて見直しを行い、
14 種 18 分別となっており、分別区分の見直しにつきましては、様々な観点から検討する必
要がありますことから、いただきました御意見につきましては、今後の取組の参考にさせて
いただきます。

意見②

P46 基本施策 2-2 (1) 適正な収集・処理体制の整備、充実

「ごみ処理施設」の「広域化を視野に検討」とありますが、自分が出した「ごみ」の行方は自分たちが責任を持って「処理」していきたいと考えます。

以前から言われている「自区内処理」が基本では、と考えます。

「広域化」されれば、収集運搬にかかるエネルギー（ガソリン）も増えます。目の前から消えて無くなれば良いとする、方法ではなく、丁寧な分別、収集、処理、再生に関心を持ち、次の世代に「豊かなみどりと清流を ともに未来へつなぐ まち さかど」を目指して行ければ、と思います。

【回答】

ごみ処理の広域化につきましては、環境省が平成 28 年に定めたごみ処理基本計画策定指針では、「再生利用が可能なごみを広域的に集めることにより再生利用がより容易になる場合があること、ごみ処理施設の集約化による全連続化（24 時間運転）や大規模化等により更に効率的な熱回収が可能となること等の長所がある」とされています。

また、埼玉県が策定した第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画では、「地域において安定的かつ効率的な一般廃棄物処理体制の構築を進めるため、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を推進する」とされています。

ごみ処理施設の集約により、施設の建設費や運転管理費、処理費の削減ができる一方、収集運搬費が増えることなどが考えられます。

いただきました御意見を踏まえ、ごみの処理施設の適切な運営に当たっては、様々な観点から検討する必要があることから、表記を「広域化も視野に入れて検討を進めます。」に変更いたします。

意見③

P47 市民・事業者の役割 市民

「衣食住」に関わる全ての「もの」が、様々な「資源」を利用して作られている事を理解し、「資源」を「資源」として回収できる仕組みに、市民の協力を得る事、を市民の役割の一つにして頂きたいです。

収集した「資源物・ごみ」の「資源化」は、「資源化」されるから「分別」に気を使わなくても良い、と、なりませんか？

上勝町のようにまで行かなくても、出来るだけ市民の協力による「分別」が進めば、より「環境への負荷」が少ない「目指すべき環境像」に近づく事が出来るのでは、と思います。

市内でみられる「ポイ捨て」も、「ごみ」を捨てない・捨ててはいけない、全ての「もの」は分けて決められた所に出す事が大事、を幼少期から伝え、10年後の「坂戸市」を目指していけたら、と思います。

「資源を資源として回収する仕組み」をさらに知って頂く事を「環境基本計画」最重要課題とすることがSDGsの目標に近づく一歩になると思います。

坂戸市が目指す「資源循環型社会の構築」「持続可能な社会の構築」につながる事なのでは、と思います。

市民の役割 に 「衣食住」すべての「もの」が「資源」を使って出来ている事に思いを寄せて、「資源」を「ごみ」にしてしまわないようにしましょう、が、入ってくれば、と思います。

【回答】

ご提言のとおり、資源物がごみとならないようにすることは重要でありますことから、「ごみ分別アプリ等を積極的に活用し、ごみ出しルールと資源物の分別を徹底します。」を「ごみ分別アプリ等を積極的に活用し、資源物をごみにしないようごみ出しルールを徹底します。」に変更いたします。

意見④

P67 市民・事業者の役割 市民

本市が実施するごみのポイ捨て、不法投棄防止対策に協力する事ではなく、本市が実施する「ごみのポイ捨て・不法投棄」防止対策に協力する事ではないでしょうか。

【回答】

いただきました御意見のとおり、表記を「本市が実施する「ごみのポイ捨て・不法投棄」防止対策に協力する。」に変更します。

意見⑤

P64 基本施策 4-2 (1) まちの美化、不法投棄対策の推進

海洋プラスチックの問題はもう取り返しがつかないほど、汚染が進んでいるのだと思います。報道から知る「マイクロプラスチック」による海の汚染は企業の「プラスチック使用量削減」等にも影響を与え、例えば、スパゲッティの包装もプラスチック製を紙製にするなど、関心の高さがうかがえます。

しかし、相変わらず「ペットボトル」「菓子類の個別包装材」「発砲スチロール」等々が散乱。側溝から川へ、海へと流れている事は事実です。

そこで、提案です。これらの「もの」は全て「資源」です。「資源ごみ」という言葉がまだまだ口から出てくる年代の方々もいらっしゃいますが、「資源」を「ごみ」にしてはいけない事を幼少期から伝えて頂きたいです。

特別な施策を講じたり、多くの税金を使ったり、施設や設備を作ったりする事ではなく、「資源」を「ごみ」にしない、「もの」を大切に、「ごみ」を捨てない、等、「環境問題」の原点を様々な方法で子どもたちに伝えて頂きたいです。3年後、5年後、10年後、子どもたちから大人にも伝わり、「ごみ」ではなく、きちんと「もの」として分別され「資源」となっていくしっかりした「仕組み」で坂戸市の目標に進んで行って欲しいです。

【回答】

ご提言につきましては、循環経済の構築に向け極めて重要なことと考えており、環境教育・環境学習の中で取り組むとともに、啓発活動を進めてまいりたいと存じます。

意見⑥

P51 基本施策 3-1 (3) 農地、里山環境の維持、保全

P63 基本施策 4-1 (1) 公害防止対策の推進

環境政策の中には市民の生活にかかわる様々な課題が関係していると考えます。その中で「環境基本計画」が市民にも示されていくのだと思いますが、「商業」「工業」「交通」に関する目標は書かれていますが、「農業」への視点が土地利用程度で、少なく感じます。

「資源」と言われる範囲が限られているのか??? 専門家ではありませんので正確な文章ではありませんが、「太陽・大気・土・水・石油・鉱物等天然資源」等など、その「資源」を未来へつなげるための「環境基本計画」であるのなら、農薬による土壌汚染、環境汚染も入るのでは、と考えます。

「農業振興計画」に明示されるから、「環境基本計画」には記載しない、となっているようですが、坂戸市の「環境」に関する「基本」の「計画」であるなら、「環境へ負荷をかける化学薬品や農薬の使用を削減し、有機農業への転換を進める」といった方針もあって良いのでは、と考えていますが、いかがでしょうか?

目指すべき目標、に(安全・安心)とあり、{健康で安全で安心して暮らせるまち}とありますが、(気候変動適応計画)にくくられています。

「衣食住」すべてが「健康で安全に安心して暮らせるまち」を目指しているのなら、個別(農業振興ビジョン)だけでなく、大元の「環境基本計画」の中でも「有機農業への転換」が謳われて欲しいです。

【回答】

ご提言のありました「有機農業への転換」は重要と考えており、本年策定した第2次坂戸市農業振興ビジョンにおきまして、「安全・安心で環境に優しい農業の推進」を掲げ、特別栽培農産物(農薬、化学肥料を慣行の5割以下に減らして栽培された農産物)や有機農業に取り組む農業者の育成・支援を掲げています。

このため、p51の施策につきましては、「② 化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減と生態系に配慮した環境保全型農業を推進します。」に変更します。